

「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域
研究開発プログラム「犯罪からの子どもの安全」
同プログラム研究開発プロジェクト事後評価

評価報告書

平成24年8月2日
独立行政法人科学技術振興機構 社会技術研究開発センター
「犯罪からの子どもの安全」評価委員会

目 次

1. 評価の概要	2
1-1. 評価対象	2
1-2. 評価の目的	2
1-3. 評価委員	2
1-4. 研究開発領域・研究開発プログラムの概要	3
1-5. 評価方法	7
2. 研究開発プログラム「犯罪からの子どもの安全」 平成21年度採択研究開発プロジェクト事後評価	9
2-1. 研究開発プロジェクト「子どもを犯罪から守るための多機関連携モデルの提唱」 研究代表者：石川 正興（早稲田大学社会安全政策研究所 所長／早稲田大学 法学学術院 教授）	9
【参考資料】	
参考1：検討経緯	13
参考2：戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）に係る課題評価の方法等に関する 達	14

1. 評価の概要

社会技術研究開発センター評価委員会は、科学技術振興機構の「戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）に係る課題評価の方法等に関する達」に基づき、「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域、同領域研究開発プログラム「犯罪からの子どもの安全」の個別研究開発プロジェクトの事後評価を実施した。

1-1. 評価対象

「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域（領域総括：片山 恒雄／東京電機大学 教授）に関する、同領域研究開発プログラム「犯罪からの子どもの安全」の平成21年度（平成23年度終了）の1研究開発プロジェクト（別表）の研究開発成果を評価の対象とした。

（別表）

研究開発プロジェクト名	研究代表者	所属・役職
子どもを犯罪から守るための多機関連携モデルの提唱	石川 正興	早稲田大学社会安全政策研究所 所長／早稲田大学法学学術院 教授

1-2. 評価の目的

研究開発プロジェクトの事後評価は、研究開発プロジェクト毎に、研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

1-3. 評価委員

本評価は社会技術研究開発センター「犯罪からの子どもの安全」評価委員会が実施した。「犯罪からの子どもの安全」評価委員会の構成員は以下の通りである。

「犯罪からの子どもの安全」評価委員会委員

役職	氏名	現職
委員長	向殿 政男	明治大学 教授
委員	渥美 公秀	大阪大学 大学院人間科学研究科 教授
委員	石橋 昭良	文教大学 人間科学部 臨床心理学科 准教授
委員	岩切 玲子	学校安全教育研究所 副代表
委員	大淵 憲一	東北大学 大学院文学研究科長／教授
委員	杉浦 透	広島市市民局 生涯学習課 振興係 主幹
委員	田代 光輝	ニフティ株式会社 社会活動推進室
委員	藤岡 一郎	京都産業大学 学長

1-4. 研究開発領域・研究開発プログラムの概要

1-4-1. 研究開発領域の目標

- (1) 犯罪からの子どもの安全に取り組む人々と研究者の両方を含む関係者間で情報共有し協働するための開かれたネットワークを構築する。
- (2) 本領域の活動が、我が国において科学的根拠に基づく犯罪予防の重要性が認知され、定着する一つの契機となることを目指して、防犯対策の基盤となる科学的知見及び手法を創出する。
- (3) 子どもが犯罪被害に巻き込まれるリスクの低減を目指して、科学的知見及び手法を活用し、地域の実情に合わせた効果的かつ持続的な防犯対策について、政策提言、実証等の具体的成果を創出する。

以上の目標に向けて研究開発を推進するに当たっては、子どもを犯罪から守る取組を強化することが、他の重要な価値を損なうことにならないよう留意する必要がある。本領域においては、信頼できる人間関係の下、子どもを健全に育成し、安心して生活が営める地域社会作りに資する成果の創出を目指して研究開発を推進する。また、子どもを犯罪から守る取組は多様な人々の協働によって担われるものであり、本領域における研究開発も、取り組む課題と関係する人々の協働により実施する。

さらに、本領域において、子どもとは未成年（20歳未満）とするが、問題や取組によって対象となる年齢層が異なることを踏まえ、研究開発を推進する。

1-4-2. 研究開発領域の構成

本領域は、以下の項目により構成される。

◇ 開かれた関与者のネットワークの構築

◇ 研究開発プログラム「犯罪からの子どもの安全」の実施

前者は、目標（１）の達成に向けて社会技術研究開発センターの活動として実施するものである。

後者は、目標（２）と（３）の達成に向けて、公募により広く実施者を募り、研究開発プロジェクトを実施するものである。

1-4-3. 開かれた関与者のネットワークの構築

子どもを犯罪から守る取組を強化するためには、問題解決に取り組む人々と研究者の協働が必要である。協働がなされる環境を醸成するには、様々な人々が情報交換し、問題意識を共有することが可能な人的ネットワークの構築が重要である。

そこで、本領域では目標（１）を設定し、犯罪からの子どもの安全の問題解決に取り組む人々や問題解決に資する知見を有する研究者の探索、情報の発信・共有、ワークショップやシンポジウムの企画・開催などを、領域運営の一環としてセンターが実施する。

ネットワーク構築と研究開発プログラムを同時に実施することにより、具体的な問題解決に取り組むための優れた研究開発提案が創出されるとともに、研究開発の成果が本プログラムの関係者以外にも広く普及し活用されることが期待される。また、本領域の活動を通して構築されたネットワークにより、領域が終了した後も新たな協働が生み出されることが期待される。

1-4-4. 研究開発プログラム「犯罪からの子どもの安全」

目標（２）と（３）を達成するために、公募による研究開発を推進する。推進に当たっての問題意識と想定される主要な研究開発プロジェクトを例示すれば以下の通りである。これは、異なる内容の提案を排除するものではない。

（１）防犯対策の基盤となる科学的知見及び手法の創出

近年、欧米を中心に犯罪予防を科学的かつ合理的に推進するための理論や技術といった知的基盤が整備されつつある。それとともに、防犯対策を評価・分析してその結果を公開し、政策決定上の優先順位付けにも反映させるなど、科学的な効果検証の要請が高まっている。我が国においても、近年は子どもの犯罪被害への不安が高く、学校や地域住民等による防犯活動が活発に行なわれているが、それらの取組が効果的かつ継続的なものとなるためには、取組の立案における科学的知見の活用や取組の効果検証及びフィードバックが課題である。

例えば、子どもの犯罪被害の量的・質的な実態の把握や、違法・有害情報等が子どもに与える影響など、防犯対策に資する知見を科学的根拠に基づいて収集しその活用方法を提言すること、これまで学校や地域等で実践されてきた防犯教育や防犯活動について、子どもの発達段階ごとの能力や地域のボランティア等が担いうる負担を考慮に入れて評価・分析を行い、対策の効果を測定する手法を確立することなどが重要である。

その際、海外の事例が参考となる場合もあると考えられるが、欧米等で有効性が示された知見の収集・分析に留まらず、我が国独自の文化や法制度、社会システムを考慮した上

で、我が国においてどのような対策が有効かを検証する視点が求められる。

(2) 科学的手法・知見を活用した、地域の実情に合わせた効果的かつ持続的な防犯対策の創出

各所で活発に行なわれている地域社会で子どもを守る取組が、効果的かつ持続的なものとなるためには、科学的手法及び知見の活用が課題である。また、これまでの取組を通して、子どもを犯罪から守るための取組を防犯対策として独立して扱うことには限界があり、子どもの育成や地域社会のあり方と密接に関連する問題として取り組むことが必要であるとの認識が共有されつつある。取り上げる問題や対策、地域の実情によって、家庭、学校、地域住民、自治体、NPO、企業などの関与する主体やその連携、防犯技術の活用のあり方等は多様であるが、子どもの犯罪リスクの低減を目標の一つとした地域社会システム全体の設計と実践及び評価が求められている。

例えば、子どもの健全な育成を損なわないよう留意しながら、地域を構成する多様な主体がどのように役割分担や情報共有を行い、効果的に防犯対策を実施していくのか、その設計手法について科学的根拠に基づき提言すること、特定の地域において対策を実施し、その効果を科学的に評価することなどが重要である。また、見守りシステムや違法・有害情報等のフィルタリング技術をはじめとする防犯技術を、地域としてどのように受容し活用していくのかといった問題に関して、すでに防犯対策に使用され、または近い将来に使用されることが見込まれる技術については、それらを用いて防犯対策を実践し評価すること、将来の防犯対策に使用される可能性がある技術については、有効な技術開発のあり方と社会の受容について指針を示していくことが重要である。

このようなプロジェクトを実施することにより、プロジェクト終了後も、地域において科学的根拠に基づく犯罪予防の重要性が認知され、地域の実情の変化に合わせて対策を更新していくサイクルが定着することを期待する。

なお、平成19年度から平成21年度までに採択した課題は、以下の通りである。企画調査は、研究開発プロジェクトへの提案を具体化するために半年間行う調査である。

<平成19年度採択研究開発プロジェクト>

カテゴリー(*)	研究開発プロジェクト名	研究代表者	所属・役職	研究開発期間
II	子どもの見守りによる安全な地域社会の構築ハート・ルネサンス	池崎 守	特定非営利活動法人 さかい hill-front forum 理事長	3.5年間 ※1
	系統的な「防犯学習教材」研究開発・実践プロジェクト	坂元 昂	社団法人日本教育工学 振興会 会長	4年間 ※1※2※3
	子どもの被害の測定と防犯活動の実証的基盤の確立	原田 豊	科学警察研究所犯罪 行動科学部 部長	4年間 ※1
	犯罪からの子どもの安全を目指した e-learning システムの開発	藤田 大輔	大阪教育大学学校危機メ ンタルサポートセンター 教授/センター長	5年間 ※3

※1 平成23年度において事後評価を実施

※2 研究開発期間を変更

※3 平成21年度において中間評価を実施

＜平成19年度採択研究開発プロジェクト企画調査＞ *所属・役職は終了時点のものを記載。

カテゴリー(*)	企画調査プロジェクト名	研究代表者	所属・役職	研究開発期間
II	子ども中心の体験型安全教育プログラムの開発	清永 賢二	日本女子大学人間社会学部 教授	6ヶ月間
	子どものネット遊び場危険回避、予防システム開発の提案	下田 博次	群馬大学社会情報学部 教授	6ヶ月間
	IT を用いた子どもの安全確保の研究開発	松本 勉	横浜国立大学大学院 環境情報研究院 教授	6ヶ月間
	インテンショナル・インジュリー予防のための情報技術	山中 龍宏	産業技術総合研究所デジタルヒューマン研究センター内 CIPEC 代表	6ヶ月間
	地域の防犯まちづくり活動計画策定推進支援ツールの開発	山本 俊哉	明治大学理工学部 准教授	6ヶ月間
	幼稚園・保育所等における幼児の安全管理手法確立のための研究開発	渡邊 正樹	東京学芸大学教育学部 教授	6ヶ月間

＜平成20年度採択研究開発プロジェクト＞

カテゴリー(*)	研究開発プロジェクト名	研究代表者	所属・役職	研究開発期間
II	子どものネット遊び場の危険回避、予防システムの開発	下田 太一 ※4	特定非営利活動法人青少年メディア研究協会 理事長 ／合同会社ロジカルキット 代表	4年間
	犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練	仲 真紀子	北海道大学文学研究科 教授	4年間
	虐待など意図的傷害予防のための情報収集技術及び活用技術	山中 龍宏	独立行政法人産業技術総合研究所 デジタルヒューマン工学研究センター 傷害予防工学研究チーム長／緑園こどもクリニック 院長	4年間
	計画的な防犯まちづくりの支援システムの構築	山本 俊哉	明治大学理工学部 教授	4年間

※4 平成20年10月～平成23年3月まで、下田博次（特定非営利活動法人青少年メディア研究協会 理事長）が研究代表者
平成23年4月より、下田太一（特定非営利活動法人青少年メディア研究協会 理事長／合同会社ロジカルキット 代表）が研究代表者へ就任

＜平成20年度採択研究開発プロジェクト企画調査＞ *所属・役職は終了時点のものを記載。

カテゴリー(*)	企画調査プロジェクト名	研究代表者	所属・役職	研究開発期間
II	こころに着目して被害と加害をとものに防ぐ	辻井 正次	浜松医科大学子どもこころの発達研究センター 客員教授	6ヶ月間
	子どもの感情理解・統御能力の測定と訓練	箱田 裕司	九州大学人間・環境学 研究院 教授	6ヶ月間

<平成21年度採択研究開発プロジェクト>

カテゴリー(*)	研究開発プロジェクト名	研究代表者	所属・役職	研究開発期間
I	子どもを犯罪から守るための多機関連携モデルの提唱	石川 正興	早稲田大学社会安全政策研究所 所長/早稲田大学法学学術院 教授	2.5年間
II	犯罪の被害・加害防止のための対人関係能力育成プログラム開発	小泉 令三	福岡教育大学大学院教育学研究科 教授	3年間
	被害と加害を防ぐ家庭と少年のサポート・システムの構築	辻井 正次	浜松医科大学子どものこころの発達研究センター客員教授/中京大学現代社会学部 教授	3年間
	子どもの犯罪に関わる電子掲示板記事の収集・監視手法の検討	中村 健二	立命館大学情報理工学部 助手	1.5年間 ※5
	演劇ワークショップをコアとした地域防犯ネットワークの構築	平田 オリザ	大阪大学コミュニケーションデザイン・センター 教授	3年間

※5 平成23年度において事後評価を実施

<平成21年度採択実行可能性調査>

カテゴリー(*)	実行可能性調査 ※6	研究代表者	所属・役職	研究開発期間
II	保健室ネットワークによる子どもの危険への対処	宮尾 克	名古屋大学大学院情報科学研究科 教授	6ヶ月間

※6 実行可能性調査：研究開発プロジェクトとしての実行可能性を半年間で調査し、その結果に基づき、改めてプロジェクトとしての採択・不採択について評価を行うことを条件としたもの

(*) カテゴリーI：社会の問題を解決するための選択肢を提示しようとするもの（政策提言、研究開発のあり方に関する提言など）。

カテゴリーII：社会の問題の解決に資する具体的な技術や手法等についてその実証まで行おうとするもの。

1-5. 評価方法

評価委員会は、評価の基本的方法として、「ピアレビュー」と「アカウンタビリティーの評価」の両面から評価を実施することとしている。今回の事後評価では、評価委員会は、平成21年度採択の研究開発プロジェクトについて「ピアレビュー」、すなわち当該領域に関わる専門家としての専門的観点からの評価及び「アカウンタビリティーの評価」、すなわち得られた研究開発の成果が投入された資源（資金、人）に対して十分見合ったものであるかという視点での妥当性、社会的意義・効果に関して評価を実施した。

「ピアレビュー」の観点の評価においては、目標達成、学術的・技術的貢献、社会的貢献、副次的貢献、成果の社会での活用・展開、費用対効果比、実施体制と管理運営を評価項目とした。「アカウンタビリティーの評価」においては、研究開発プロジェクト全体として得られた成果の、政策・行政等への反映、目標とした社会問題の解決への活用状況、及

びそれらの見通し、新たな研究展開の見通しを得ることへの貢献、投入された資源（資金、人）に対する成果の妥当性を評価項目とした。

評価にあたっては、本評価のために研究実施者が作成した「研究開発実施成果報告書（非公開）」、「研究開発実施終了報告書（公開）」、研究代表者によるプレゼンテーション及び意見交換を基に行った。

2. 研究開発プログラム「犯罪からの子どもの安全」

平成21年度採択研究開発プロジェクト事後評価

2-1. 研究開発プロジェクト「子どもを犯罪から守るための多機関連携モデルの提唱」

研究代表者：石川 正興（早稲田大学社会安全政策研究所
所長／早稲田大学法学学術院 教授）

2-1-1. 総合評価

研究開発目標の達成、社会的・学術的・技術的貢献という視点を中心に総合的に判断して、一定の成果が得られたと評価する。

本プロジェクトの目標は、子どもを犯罪から守り、子ども（主として中学生）を加害者・被害者にしないための「適正かつ有効な多機関連携モデル」の提唱であり、政策提言のレベルにおける多機関連携モデルの提唱については成果が認められる。我が国の3政令市（北九州市、横浜市、札幌市）の良い活動（GP：グッド・プラクティス）の実態調査・分析・紹介と共に、人事交流やこれまでの活動の促進を図っている点は評価される。ただし、各地区の特殊性はあるものの、そこから社会的な問題解決に繋がる本質的なものを抽出して、包括的な共通のシステムモデルの提案や構築をするまでには至っていない。

少年サポートセンター・児童相談所・学校の3機関連携の仕組みと関係機関相互の人事交流を盛んに行うことが、子どもを犯罪から守るための「有効な」機関連携において重要である点を明らかにしていることも評価される。ただし、犯罪からの子どもの安全にとっては、本プロジェクトのように警察等を中心とした法的・社会制度的側面だけからの研究では範囲の狭さを否めない。条例制定や法整備以外では解決できない課題抽出にも期待したい。

市民活動、ボランティア組織、関連する人材の育成等の人間的側面、及びICTによる情報共有や医療関係等の技術的な側面も重要であり、統一的な視点の中で本プロジェクトの役割と特質を明らかにするという視点があれば、狭い範囲に留まらずに更により研究になったのではないかと期待する。

成果と提言を社会実装につなげていくには、国レベルでの取り組みと実務者へ還元できる成果の提供が不可欠であるため、今後の研究の継続と発展を期待したい。文部科学省の科学研究費補助金（基盤C・平成24～26年度）を受けて実施するボランティアとの連携の調査を行う研究開発活動の継続、及び本プロジェクトを機に生まれている動きの熟成を期待する。

2-1-2. 各項目評価

2-1-2-1. 目標設定の状況

本プロジェクトの研究開発目標は、領域目標に対し適切・妥当であると評価する。

研究開発の目的、対象、方法が明確で、具体的な地域（3政令市）に限定したことで調査等により適切な協力体制がとれ、密度の高い結果が得られたのではないかと。また、犯罪からの子どもの安全について、被害・加害の発生時の両面から多機関の連携のあり方を探ることからアプローチしたことは適切であった。

ただし、本研究開発では、「子ども」の対象を中学生に限定し、「既に発生している加害・被害の拡散を最小限にとどめる段階」と「既に発生してしまった加害・被害に対する事後処理段階」に焦点を当てたものであるが、本来は犯罪の未然防止も重要であり、特に加害者化防止の要である「未だ発生していない加害・被害の予防段階」が除外され、現代の予防理論の求める「事前」での多機関連携が欠けている点は惜しまれる。また、民間のボランティアとの連携による調査を除外し、アプローチしなかったことは、領域目標に照らして適切とはいえない面も残ったと考える。

2-1-2-2. 社会的貢献及び成果の社会での活用・展開

本プロジェクトが達成した成果は、当初想定していた社会問題の解決に、貢献したと評価する。

本プロジェクトが目指すものは社会システムの構築であり、調査対象の3地域においての関係機関連携の新たな仕組みや制度が導入されたことは評価できる。ただし、成果としては、社会システムの構築というよりは既存のシステムの強化・促進・人事交流の実現等が主であった。また、調査を行った地域での機関連携がどのような効果を上げているかに関しては、その効果を示す資料が十分提示されているとは思われない。しかしながら、研究対象の自治体以外の各機関が本研究開発の成果を参考にする可能性は大きいと思われる。

アウトリーチ活動については、2度の公開シンポジウムをきっかけとして新たな組織（少年鑑別所）との関わりが構築できたことや、「石川プロジェクト月報」*1の配信、論文発表などが行われていることは一定の評価ができる。さらに全国的な展開に向けての積極的な活動とそのための方策が期待される。

2-1-2-3. 学術的・技術的貢献

本プロジェクトが達成した成果は、領域が設定した問題解決に資する知見・方法論等の創出に部分的に貢献したと評価する。このプロジェクトで採られた調査手法は、聞き取り調査とアンケート調査を主とし、課題を抽出し新たな聞き取りテーマ・項目や、アンケート項目を洗練し、それを重ねて課題の核心に接近する手法である。このため、個々の課題に対する「気づき」「発見」の累積がいわば「成果」とされる。そこから得た知見の提唱の多くは、これまでに個々に指摘されてきた事柄を全体的に再確認する研究成果であり参考に値する。しかし、機関連携の有効性については、従来からある連携についての強化機能やリビルドが中心であり、データの積み上げだけではなく、理論的根拠を示す等、新たな

*1 「石川プロジェクト月報」: http://www.waseda.jp/prj-wipss/jst_geppou.html (早稲田大学社会安全政策研究所HP)

学術的知見・方法論の創出の点においてはもう少し踏み込んだ視点や成果を望みたい。

この分野での英米での研究と実践は、犯罪・非行の予防理論とその実践の進展のひとつとして成果を上げつつあり、機関連携ではなく人と人との関係のあり方を調整できるコーディネータの重要性に踏み込んでいること^{*2}、それゆえに民間ボランティアが重要な役割をもつこと、また「事前・事中・事後」の「事前」に重きを置く膨大な研究成果（非行少年のコホート研究の時系列データの積み上げ等）が蓄積されており、現在の我が国はこうした英米での研究から学ぶべき点があると考ええる。

2-1-2-4. 研究開発の実施体制と管理運営

研究開発体制及び管理運営は、研究開発を推進する上で、適切であったと評価する。

3政令市を対象に、研究グループ、学校、警察、児童相談所、少年保護司法の各グループ等の関係諸機関とのコミュニケーションの構築を行えたことは行政機関の協力がなければ実現できないことであり、そのような公的な支援を得ることができた本研究開発の実施体制は適切であったと考える。また、法令の施行など社会情勢の変化を踏まえ、フォローアップも含めて実施されており、適切な対応を行ったと判断できる。

研究協力者との検討会に多様性をもつよう工夫し、その結果を早稲田グループで検討を行うサイクルで重層的に実施されており、管理運営も適切であった。他方、3政令市の各々ではその地区の特性を活かした活動に関しては自主性を重んじた適切な管理がなされたと判断できるが、総合的に纏めて知見を得るという体制が不十分であったと思われる。

研究代表者である石川氏の紹介で本研究開発領域の他プロジェクトのメンバーと法務省矯正局・保護局関係者とのアポイントが実現するなど、研究開発領域の活動にも貢献している。

2-1-2-5. 費用対効果

投入された資源（人材、研究開発費）は、研究開発を実施したプロセスの妥当性や得られた成果の社会的貢献、学術的・技術的貢献、今後の成果の活用・展開という視点から考慮して、適切であると評価する。

実態調査を継続的に行うことは、より社会的実装を意識した研究となった。また、若手研究者に対して現場の見学や実務者との協議の場を設けることで、より密接に現場に即した研究になると同時に、現場から乖離した「研究のための研究」になるリスクが下がり、より実践的な考察がなされることにつながったと考える。従って、研究者育成及び実証的実験としての効果があり費用対効果は適切であったといえる。

他方、本研究開発の予算規模と研究の陣容であれば、もっと市民やボランティアなど当該分野にとって無くてはならないはずの人々を対象に入れることができたのではないかとの意見もあった。

2-1-2-6. 特記事項

子どもの加害者化、被害者化防止は自治体全般にわたっての重要な課題であるが、本研

^{*2} 参照事例：英国 YOT [Youth Offending Team]

究開発プロジェクトによってなされた多機関連携のための提言は他の政令都市においても十分応用可能なものであり、貢献できるものと期待する。特に、本プロジェクトが取り上げた北九州市において、従来相互連携が取られにくかった複数機関（教育委員会・少年サポートセンター・児童相談所）の事務所を同一建物・フロアに置くことによって機関相互の日常的なコミュニケーションを強めたことは模範となる事例であり、これに倣って機関同居型連携の取り組みを行う自治体も出てきている。このような事例を先鞭として、縦割り行政の弊害を検証し機関連携の有効性を示した点で、本プロジェクトの意義は大きい。機関連携については、法律や制度ができて現場の運用の難しさが指摘されている。このことを踏まえ、今後、機関連携の促進に向け、全国一律の法律・制度の整備のみならず、他の自治体においても現場の運用を含めスムーズに定着・適用ができるような、より抽象度の高い再現可能な連携の仕組みづくりをすることが重要である。その際、機関連携のあり方を検討する上では、過去の失敗事例を通じて連携を阻害する要因を把握した上での制度設計が必要である。

各関係機関との太い繋がりが構築されたことは評価できるが、社会的な仕組みづくりや政策的な措置に直接結び付くにはかなりの距離があると思われる。政策策定はトップダウンで行われるのが一般的であるが、現場の実務担当者間相互の取り組みによるボトムアップでの連携の提言に向けた研究も必要と考える。

これまでの多機関連携の成功事例では、連携各機関が最終的に基にする各根拠法を理解し、かつ現場での理解を促進するコーディネータが重要な役割を果たしてきた。ステークホルダーのネットワークは「人」に依存するために、時間の経過とともにその絆は弱体化する。それをどのように防ぎ、継続することができるかは、「人」であれ「機関」であれ中立的な視点をもったコーディネータが必須である。

本研究開発は、その成果を広く各地方自治体や政府へ普及させるためのパイプを求めており、広報だけではなく、トップダウン・ボトムアップ双方の視点から、本研究開発の成果を必要としている部門へ効率よく伝達するシステムが必要と考える。研究代表者が、この研究開発成果を国や地方自治体の政策レベルで社会に還元することを意識していることは、今後への期待が持てる。

検討経緯

平成24年度第1回「犯罪からの子どもの安全」評価委員会

平成24年6月24日

議事：

1. 評価の進め方について
2. 評価対象課題プレゼンテーション
3. 総合討論

平成24年度第2回「犯罪からの子どもの安全」評価委員会

平成24年8月2日

議事：

1. 評価委員会報告書について
2. 総合評価について

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）に係る課題評価の方法等に関する達

(平成17年 7月 8日 平成17年達第91号)

改正 (平成18年11月22日 平成18年達第99号)

改正 (平成19年 1月24日 平成19年達第 4号)

改正 (平成19年 4月11日 平成19年達第72号)

改正 (平成19年 6月13日 平成19年達第80号)

改正 (平成19年11月28日 平成19年達第124号)

改正 (平成20年 3月26日 平成20年達第27号)

改正 (平成22年 6月23日 平成22年達第105号)

改正 (平成23年 3月28日 平成22年達第53号)

改正 (平成23年 4月20日 平成22年達第112号)

改正 (平成23年 5月25日 平成22年達第115号)

改正 (平成24年 3月30日 平成24年達第57号)

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 研究開発領域に係る評価
 - 第 1 節 研究開発領域の評価
 - 第 2 節 研究開発領域における研究開発プログラムの評価
 - 第 3 節 研究開発領域における研究開発プログラムに係る研究開発プロジェクトの評価
 - 第 4 節 研究開発領域におけるプロジェクト企画調査の評価
- 第 3 章 問題解決型サービス科学研究開発プログラムに係る評価
 - 第 1 節 問題解決型サービス科学研究開発プログラムの評価
 - 第 2 節 サービス科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価
 - 第 3 節 サービス科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価
- 第 4 章 科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラムに係る評価
 - 第 1 節 科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラムの評価
 - 第 2 節 政策のための科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価
 - 第 3 節 政策のための科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価
- 第 5 章 研究開発成果実装支援プログラムに係る評価
- 第 6 章 評価方法等の周知、改善等

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この達は、事業に係る評価実施に関する達（平成15年達第44号）に定めるもののほか、同達第 4 条第 2 号の規定に基づき、戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）に係る課題評価の方法等を定めることを目的とする。

(基本方針)

第 2 条 事業の目的は、社会における具体的問題の解決を通じ、国または社会技術研究開発センター（以下「センター」という。）が定める目標等の達成を図り、以て社会の安寧に資することにある。このため、評価にあたっては、社会問題の解決に取り組む者、自然科学に携わる者、人文・社会科学に携わる者等による評価を含めるとともに、外部有識者による中立で

公正な評価を行うことを基本方針とする。

(評価における利害関係者の排除等)

第3条 評価にあたっては、公正で透明な評価を行う観点から、利害関係者が加わらないものとする。

2 利害関係者の範囲は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 被評価者と親族関係にある者
- (2) 被評価者と大学、国研等の研究機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業に所属している者
- (3) 緊密な共同研究を行う者
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは被評価者の研究課題の中での研究分担者など、被評価者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- (4) 被評価者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者
- (5) 被評価者の研究開発プロジェクトと直接的な競争関係にある者
- (6) その他センターが利害関係者と判断した場合
(評価の担当部室)

第4条 この達における評価の事務は、センター企画運営室が行う。

第2章 研究開発領域に係る評価

第1節 研究開発領域の評価

(評価の実施時期)

第5条 研究開発領域の評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価
研究開発領域の設定及び領域総括の選定の前に実施する。
- (2) 中間評価
研究開発領域の期間が5年を超える場合に、研究開発領域の発足後、3～4年程度を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜中間評価を実施することができる。
- (3) 事後評価
研究開発領域の終了後できるだけ早い時期に実施する。

(事前評価)

第6条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的
研究開発領域の設定及び領域総括の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発領域
 - a 第2条に定める社会技術研究開発の目的に沿ったものであること。
 - b 社会における必要性、優先性及び解決可能性並びに政策的要請について十分考慮したものであること。
 - c 研究開発目標が具体的かつ明確であること。

イ 領域総括

- a 当該研究開発領域について、先見性及び洞察力を有していること。
- b 研究開発プログラム及び研究開発プロジェクト（以下「研究開発プログラム等」という。）の効果的・効率的な推進を目指し、適切な研究開発マネジメントを行う経験及び能力を有していること。

(3) 評価者

社会技術研究開発主監会議（以下「会議」という。）が行う。

(4) 評価の手続き

センターの調査結果等を基に、会議が評価を行う。

(中間評価)

第7条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 中間評価の目的

研究開発領域の目標の達成に向けた状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、これを基に適切な資源配分を行うなど、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の実施に関する規則（平成17年規則第70号）第5条に規定する研究開発領域毎に設置する評価委員会（以下「領域評価委員会」という。）が行う。

(4) 評価の手続き

評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(事後評価)

第8条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究開発領域の目標の達成状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、今後の事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発領域の目標の達成状況

イ 研究開発マネジメントの状況

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

領域評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

領域評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第2節 研究開発領域における研究開発プログラムの評価 (評価の実施時期)

第9条 研究開発領域における研究開発プログラムの評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価
研究開発プログラムの設定前に実施する。
- (2) 中間評価
研究開発プログラムの期間が5年を超える場合に、研究開発プログラムの開始後3～4年程度を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜中間評価を実施することができる。
- (3) 事後評価
研究開発プログラムの終了後できるだけ早い時期に実施する。

(研究開発領域評価と研究開発プログラム評価との関係)

第10条 前条第2号、第3号に定める中間評価、事後評価において、1研究開発領域が1研究開発プログラムで構成されている場合には、当該研究開発領域の評価に当該研究開発プログラムの評価を包含する形で行うことができる。

(事前評価)

第11条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的
研究開発プログラムの設定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
ア 研究開発プログラム
 - a 第6条第2号に定める研究開発領域の研究開発目標達成のため、適切なものであること。
 - b 同じ問題領域を扱う大きな研究開発活動が他になく、優れた研究開発提案が相当数見込まれること。
 - c 研究開発目標が具体的かつ明確に設定できること。
- (3) 評価者
会議が行う。
- (4) 評価の手続き
センターが行う調査の結果等に基づき、研究開発プログラムの案を領域総括が作成し、第6条に定める研究開発領域の事前評価に含めて会議が評価を行う。

(中間評価)

第12条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 中間評価の目的
研究開発プログラム毎に、研究開発の進捗状況や研究開発成果を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及び

センターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

領域評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(事後評価)

第13条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プログラムの達成状況

イ 研究開発マネジメントの状況

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

領域評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第3節 研究開発領域における研究開発プログラムに係る研究開発プロジェクトの評価
(評価の実施時期)

第14条 研究開発領域における研究開発プログラムに係る研究開発プロジェクト評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価

研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定前に実施する。

(2) 中間評価

研究開発予定期間が5年以上を有する研究開発プロジェクトについて、研究開発開始後、3年程度を目安として実施する。なお、5年未満の研究開発プロジェクトについても、センターの方針に基づき適宜中間評価を実施することができる。

(3) 事後評価

研究開発終了後できるだけ早い時期に実施する。

(4) 追跡評価

追跡評価の実施時期については、別に定める。

(事前評価)

第15条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価の目的

研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プロジェクト

a 第11条第2号に定める研究開発プログラムの研究開発目標に添った研究開発提案であること。

b 現実の社会問題解決に資する具体的な成果が見込まれること。

イ 研究代表者

多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発チームの責任者として、研究開発全体に責務を負い、推進することができる者であること。

ウ 研究開発計画

適切な研究開発実施体制、実施規模であること。

(3) 評価者

領域総括が領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

応募のあった研究開発提案について、研究開発プログラム毎に、評価者が書類選考と面接選考により、研究開発プロジェクト及び研究代表者を選考する。

研究開発プロジェクトの提案のうち、提案を具体化するための調査研究を実施する必要があると評価された場合には、「プロジェクト企画調査」として採択することができる。

選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(中間評価)

第16条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 中間評価の目的

研究開発プロジェクト毎に、研究開発の進捗状況や研究開発成果を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

ウ その他

なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

領域評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(事後評価)

第17条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プロジェクトの目標の達成状況

イ 社会的貢献等の状況及び将来展開の可能性

ウ 研究開発を通じての新たな知見の取得等の研究開発成果の状況

エ その他

なお、上記ア、イ及びウに関する具体的基準並びにエについては、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

領域評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第18条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 追跡評価の目的

研究開発終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて研究開発成果の発展状況や活用状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発成果の発展状況や活用状況（特に、目標とした社会問題の解決に対する貢献）

イ 研究開発成果がもたらした科学技術的、社会的及び経済的な効果・効用及び波及効果（特に、社会技術研究開発の進展への貢献）

ウ その他

なお、ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

外部専門家が行う。

(4) 評価の手続き

ア 研究開発終了後一定期間を経た後、研究開発成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況について、研究開発プロジェクトの追跡調査を行う。

イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。

ウ 評価は、研究開発領域としての評価の意義も有することを踏まえて行う。

第4節 研究開発領域におけるプロジェクト企画調査の評価

(評価の実施時期)

第19条 研究開発領域におけるプロジェクト企画調査の評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価
プロジェクト企画調査及び研究代表者の選定前に実施する。
- (2) 事後評価
プロジェクト企画調査終了後できるだけ早い時期に実施する。

(事前評価)

第20条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的
プロジェクト企画調査及び研究代表者の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア プロジェクト企画調査
第11条第2号に定める研究開発プログラムの研究開発目標に添った研究開発プロジェクトの提案の準備に資する調査研究であること。
 - イ 研究代表者
多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発プロジェクトの提案を準備する責任者として、準備のための調査研究に責務を負い、推進することができる者であること。
 - ウ プロジェクト企画調査計画
定められた期間内に研究開発プロジェクトの提案の準備のための調査研究を行うのに適切な実施体制、実施規模であること。
- (3) 評価者
領域総括が領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き
応募のあったプロジェクト企画調査の提案及び研究開発プロジェクトの提案について、研究開発プログラム毎に、評価者が書類選考と面接選考により、プロジェクト企画調査及び研究代表者を選考する。
選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第21条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的
プロジェクト企画調査の目標の達成状況及び研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア プロジェクト企画調査の目標の達成状況
 - イ 研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況

なお、ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

領域総括が領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

プロジェクト企画調査毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第3章 問題解決型サービス科学研究開発プログラムに係る評価

第1節 問題解決型サービス科学研究開発プログラムの評価

(評価の実施時期)

第22条 問題解決型サービス科学研究開発プログラム（以下「サービス科学プログラム」という。）の評価は、サービス科学プログラムの実施期間中、5年毎を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

(評価の目的等)

第23条 評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 目的

研究開発の進捗状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の実施に関する規則第8条に規定するサービス科学プログラムの評価委員会（以下「サービス科学プログラム評価委員会」という。）が行う。

(4) 評価の手続き

サービス科学プログラム評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第2節 サービス科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価

(評価の実施時期)

第24条 サービス科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

- (1) 事前評価
研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定前に実施する。
- (2) 事後評価
研究開発プロジェクト終了後できるだけ早い時期に実施する。
- (3) 追跡評価
追跡評価の実施時期については、別に定める。

(事前評価)

第25条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的
研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発プロジェクト
 - a サービス科学プログラムの目的に添った研究開発提案であること。
 - b 社会における具体的な問題の解決を指向していること。
 - イ 研究代表者
多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発チームの責任者として、研究開発全体に責務を負い、推進することができる者であること。
 - ウ 研究開発計画
適切な研究開発実施体制、実施規模であること。
- (3) 評価者
プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き
応募のあった研究開発提案について、評価者が書類選考と面接選考により、研究開発プロジェクト及び研究代表者を選考する。
研究開発プロジェクトの提案のうち、提案を具体化するための調査研究を実施する必要があると評価された場合には、「プロジェクト企画調査」として採択することができる。
選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第26条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的
研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発プロジェクトの目標の達成状況
 - イ 社会的貢献等の研究開発成果が社会に与えた効果・効用及び波及効果の状況
 - ウ その他
なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、研究開発成果等の

水準及びその将来展開を重視するという視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

- (3) 評価者
サービス科学プログラム評価委員会が行う。
- (4) 評価の手続き
評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第27条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 追跡評価の目的
研究開発終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて研究開発成果の発展状況や活用状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発成果の発展状況や活用状況（特に、目標とした社会問題の解決に対する貢献）
 - イ 研究開発成果がもたらした科学技術的、社会的及び経済的な効果・効用及び波及効果（特に、社会技術研究開発の進展への貢献）
 - ウ その他
なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者
外部専門家が行う。
- (4) 評価の手続き
 - ア 研究開発終了後一定期間を経た後、研究開発成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況について、研究開発プロジェクトの追跡調査を行う。
 - イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。
 - ウ 評価は、サービス科学研究プログラムとしての評価の意義も有することを踏まえて行う。

第3節 サービス科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価

(評価の実施時期)

第28条 サービス科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査終了後できるだけ早い時期に事後評価を実施する。

(事後評価の目的等)

第29条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的
プロジェクト企画調査の目標の達成状況及び研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準

ア プロジェクト企画調査の目標の達成状況

イ 研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況

なお、上記ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

プロジェクト企画調査毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第4章 科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラムに係る評価

第1節 科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラムの評価

(評価の実施時期)

第30条 科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラム（以下「政策のための科学プログラム」という。）の評価は、政策のための科学プログラムの実施期間中、5年毎を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

(評価の目的等)

第31条 評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 目的

研究開発の進捗状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の実施に関する規則第10条に規定する政策のための科学プログラムの評価委員会（以下「政策のための科学プログラム評価委員会」という。）が行う。

(4) 評価の手続き

政策のための科学プログラム評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第2節 政策のための科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価

(評価の実施時期)

第32条 政策のための科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価の実施時期は、次

の各号に定めるとおりとする。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

- (1) 事前評価
研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定前に実施する。
- (2) 事後評価
研究開発プロジェクト終了後できるだけ早い時期に実施する。
- (3) 追跡評価
追跡評価の実施時期については、別に定める。

(事前評価)

第33条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的
研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発プロジェクト
政策のための科学プログラムの目的に添った研究開発提案であること。
 - イ 研究代表者
多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発チームの責任者として、研究開発全体に責務を負い、推進することができる者であること。
 - ウ 研究開発計画
適切な研究開発実施体制、実施規模であること。
- (3) 評価者
プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き
応募のあった研究開発提案について、評価者が書類選考と面接選考により、研究開発プロジェクト及び研究代表者を選考する。
研究開発プロジェクトの提案のうち、提案を具体化するための調査研究を実施する必要があると評価された場合には、「プロジェクト企画調査」として採択することができる。
選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第34条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的
研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発プロジェクトの目標の達成状況
 - イ 政策のための科学プログラムの目的達成への貢献状況
 - ウ その他

なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、研究開発成果等の水準及びその将来展開を重視するという視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者
政策のための科学プログラム評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き
評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第35条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 追跡評価の目的
研究開発終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて研究開発成果の発展状況や活用状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準
ア 研究開発成果の発展状況や活用状況（特に、科学技術イノベーション政策形成への波及効果）
イ 研究開発成果がもたらした科学的、社会的及び経済的な効果・効用及び波及効果
ウ その他

なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者
外部専門家が行う。

(4) 評価の手続き
ア 研究開発終了後一定期間を経た後、研究開発成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況について、研究開発プロジェクトの追跡調査を行う。
イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。
ウ 評価は、政策のための科学研究プログラムとしての評価の意義も有することを踏まえて行う。

第3節 政策のための科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価

(評価の実施時期)

第36条 政策のための科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査終了後できるだけ早い時期に事後評価を実施する。

(事後評価の目的等)

第37条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的
プロジェクト企画調査の目標の達成状況及び研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア プロジェクト企画調査の目標の達成状況

イ 研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況

なお、上記ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

プロジェクト企画調査毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第5章 研究開発成果実装支援プログラムに係る評価

(評価の実施時期)

第38条 研究開発成果実装支援プログラムに係る評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価

実装支援の対象及び実装責任者の選定前に実施する。

(2) 事後評価

実装支援終了後できるだけ早い時期に実施する。

(3) 追跡評価

追跡評価の実施時期については、別に定める。

(事前評価)

第39条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価の目的

実装支援の対象及び実装責任者の選定に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 実装支援の対象

a 解決すべき具体的な社会問題が明確化され、実装の対象が特定されていること。

b 研究開発成果に基づいた実装の具体的な手段が提案されていること。

c 実装支援を受ける効果が分析され、明確化されていること

イ 実装責任者

実装の責任者として、実装の活動に責務を負い、推進することができる者であること。

ウ 実装計画

a 実装支援の目標達成に向け、適切な計画であること。

b 実装支援終了後も継続的な実装の実施が見込まれること。

c 適切な実施体制、実施規模であること。

(3) 評価者

プログラム総括がプログラムアドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

応募のあった実装支援の提案について、評価者が書類選考等により、実装支援の対象及び実装責任者を選考する。

選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第40条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

実装支援の目標の達成状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 実装支援の目標の達成状況

イ 実装支援終了後の実装の継続及び発展の可能性

なお、ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

プログラム総括がプログラムアドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

実装支援の対象毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第41条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 追跡評価の目的

実装支援終了後一定期間を経過した後、実装の継続状況や発展状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 実装の継続的な実施状況や発展状況

イ 実装がもたらした社会的・公共的な効果・効用及び波及効果

ウ その他

なお、ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

外部専門家が行う。

(4) 評価の手続き

ア 実装支援終了後一定期間を経た後、実装の継続状況や発展状況等について、実装支援の対象の追跡調査を行う。

イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。

第6章 評価方法等の周知、改善等

(被評価者への周知)

第42条 評価の担当部室は、評価の目的及び評価方法（評価時期、評価項目、評価基準及び評価手続き）を被評価者に予め周知するものとする。

(評価方法の改善等)

第43条 評価の手続きにおいて得られた被評価者の意見及び評価者の意見は、評価方法の改善等に役立てるものとする。

第7章 雑則

(その他)

第44条 この達に定めるもののほか、社会技術研究開発事業に係る課題評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この達は、平成17年7月8日から施行し、平成17年5月1日より適用する。

附 則（平成18年11月22日 平成18年達第99号）

この達は、平成18年11月22日から施行し、改正後の社会技術研究開発事業に係る課題評価の方法等に関する達の規定は、平成18年9月1日より適用する。

附 則（平成19年1月24日 平成19年達第4号）

この達は、平成19年2月1日から施行する。

附 則（平成19年4月11日 平成19年達第72号）

この達は、平成19年4月11日から施行する。

附 則（平成19年6月13日 平成19年達第80号）

この達は、平成19年6月13日から施行し、改正後の社会技術研究開発事業に係る課題評価の方法等に関する達の規定は、平成19年5月1日より適用する。

附 則（平成19年11月28日 平成19年達第124号）

この達は、平成19年11月28日から施行する。

附 則（平成20年3月26日 平成20年達第27号）

この達は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月23日 平成22年達第105号）

この達は、平成22年6月23日から施行し、改正後の社会技術研究開発事業に係る課題評価の方法等に関する達の規定は、平成22年4月28日より適用する。

附 則（平成23年3月28日 平成23年達第53号）

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月20日 平成23年達第112号）

この達は、平成23年4月20日から施行する。

附 則（平成23年5月25日 平成23年達第115号）

この達は、平成23年5月25日から施行する。

附 則（平成24年3月30日 平成24年達第57号）

この達は、平成24年4月1日から施行する。